

第10章 電波障害

10-1 概 要

新建築物の存在が、テレビジョン放送電波（地上デジタル波）（以下「地上デジタル放送電波」という）の受信等に及ぼす影響について検討を行った。

10-2 調 査

既存資料及び現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

- ① 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況
- ② マイクロウェーブの送信経路の状況

(2) 調査方法

① 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況

名古屋の地上デジタル放送電波について調査を行った。その概要は、表 2.10-1 に示すとおりである。なお、平成 22 年 6 月 23 日より運用を開始した名駅局についても調査対象とした。

調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（アナログ・デジタル放送統合版）」（平成 22 年 社団法人 日本 CATV 技術協会中部支部）に基づき、電界強度測定車（図 2.10-1 参照）による路上調査とし、表 2.10-2 に示す項目について調査を行った。

表 2.10-1(1) 地上デジタル放送電波の概要（瀬戸局）

区 分	UHF						
	広域局						県域局
放 送 局 名	N H K 教 育	中 部 日 本 放 送	中 京 テレビ [※] 放 送	N H K 総 合	東 海 テレビ [※] 放 送	名 古 屋 テレビ [※] 放 送	テ レ ビ 愛 知
	(NHK-E)	(CBC)	(CTV)	(NHK-G)	(THK)	(NBN)	(TVA)
受 信 チ ャ ン ネ ル	13	18	19	20	21	22	23
周 波 数 (M H z)	470～476	500～506	506～512	512～518	518～524	524～530	530～536
送 信 ア ン テ ナ 高	345.6m	330m		345.6m	330m		318m
送 信 出 力	3kW						1kW
送 信 場 所	デジタルタワー（瀬戸市幡中町）						
新 建 築 物 ま で の 距 離	約 17.7 km						

注1)送信アンテナ高は、標高で表示。

2)送信アンテナ高及び送信出力については、「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（2007年 株式会社 NHKアイテック）によった。

表 2.10-1(2) 地上デジタル放送電波の概要（名駅局）

区 分	UHF
	県域局
放 送 局 名	テレビ愛知
	(TVA)
受 信 チ ャ ン ネ ル	26
周 波 数 (M H z)	548～554
送 信 ア ン テ ナ 高	87.6m
送 信 出 力	0.002kW
送 信 場 所	JR セントラルタワーズ
新 建 築 物 ま で の 距 離	約 0.2 km

注1)名駅局は、瀬戸局からの県域局（テレビ愛知）受信波を、送信場所から西側エリアに送信する中継局である。

2)周波数及び送信アンテナ高については、テレビ愛知株式会社への聞き取り調査によった。

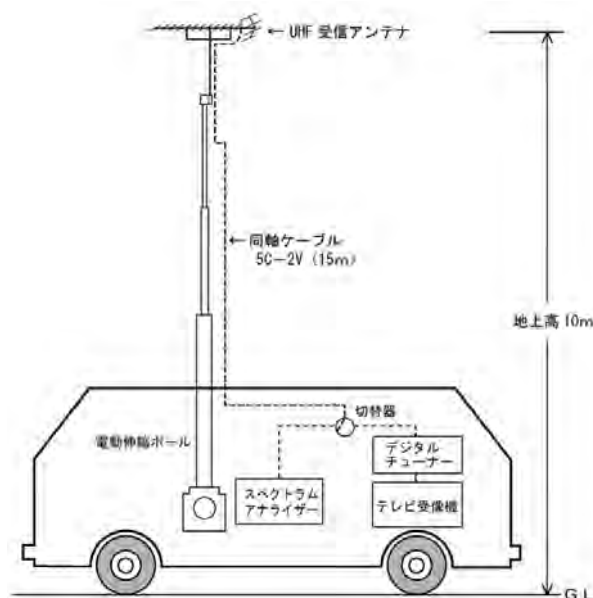


図 2.10-1 電界強度測定車

表 2.10-2 受信状況の調査内容

調査項目	調査内容
端子電圧の測定	該当地域で受信している全ての地上デジタル放送チャンネルについて、端子電圧の測定を行った。
受信画質品位の評価 (品質評価)	画質劣化までの許容される余裕量を考慮した品質評価を行った。 品質評価は、次の基準により評価した。 ○：良好に受信 △：ブロックノイズや画面フリーズが認められる ×：受信不能
等価 CN 比の測定	該当地域で受信している全ての地上デジタル放送チャンネルについて、CN 比の測定を行った。

② マイクロウェーブの送信経路の状況

総務省東海総合通信局への聞き取りにより調査を行った。

(3) 調査場所

① 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況

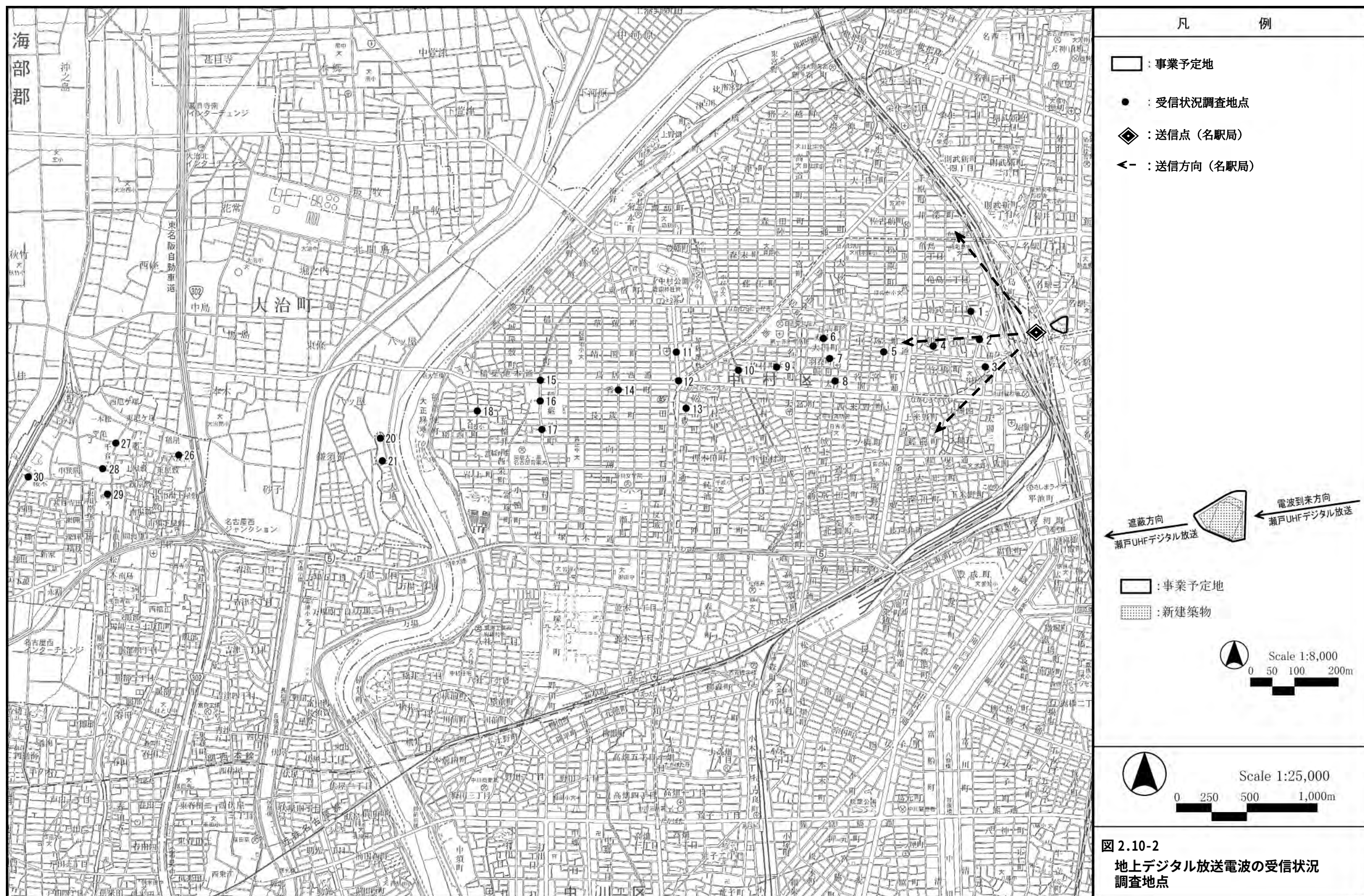
地上デジタル放送電波の到来方向及び新建築物の位置から障害範囲を予想し、図 2.10-2 に示す名古屋市内の 25 地点を対象とした（名古屋市外については、資料 12-1（資料編 p.199）参照）。

② マイクロウェーブの送信経路の状況

事業予定地上空を通過するマイクロウェーブ通信回線を対象とした。

(4) 調査期間

平成 22 年 7 月 7 日～平成 22 年 7 月 16 日



(5) 調査結果

① 事業予定地周辺の現況の瀬戸局からの地上デジタル放送電波の受信状況

広域局及び県域局別に整理した各調査地点における瀬戸局からの地上デジタル放送電波の受信品質評価の結果は、表 2.10-3、図 2.10-3 及び資料 12-2（資料編 p.203）に示すとおりである（受信状況の詳細は、資料 12-4（資料編 p.215）参照）。

表 2.10-3 によると、品質評価が「○（良好に受信）」とされた地点は、名古屋市内で広域局 76%、県域局 56%であった。

なお、名駅局からの地上デジタル放送電波の受信品質評価の結果は、資料 12-3（資料編 p.209）に示す（受信状況の詳細は、資料 12-4（資料編 p.215）参照）。

表 2.10-3 瀬戸局からの地上デジタル放送電波の受信状況

単位：上段；地点数、下段；％

品質評価	広 域 局		県 域 局	
	名古屋市内	全 域	名古屋市内	全 域
○	19 (76)	38 (86)	14 (56)	33 (75)
△	2 (5)	2 (5)	2 (8)	2 (5)
×	4 (16)	4 (9)	9 (36)	9 (20)
合 計	25 (100)	44 (100)	25 (100)	44 (100)

注 1) 全域とは名古屋市外の調査地点も含んだ地点数を指す。

2) 品質評価のうち、

「○」は良好に受信

「△」はブロックノイズや画面フリーズが認められる。

「×」は受信不能

をいう。

3) 各調査地点における広域局及び県域局別の品質評価において、

一つでも「×」がある場合には「×」

「×」はなく、一つでも「△」がある場合には「△」

全て「○」の場合には「○」

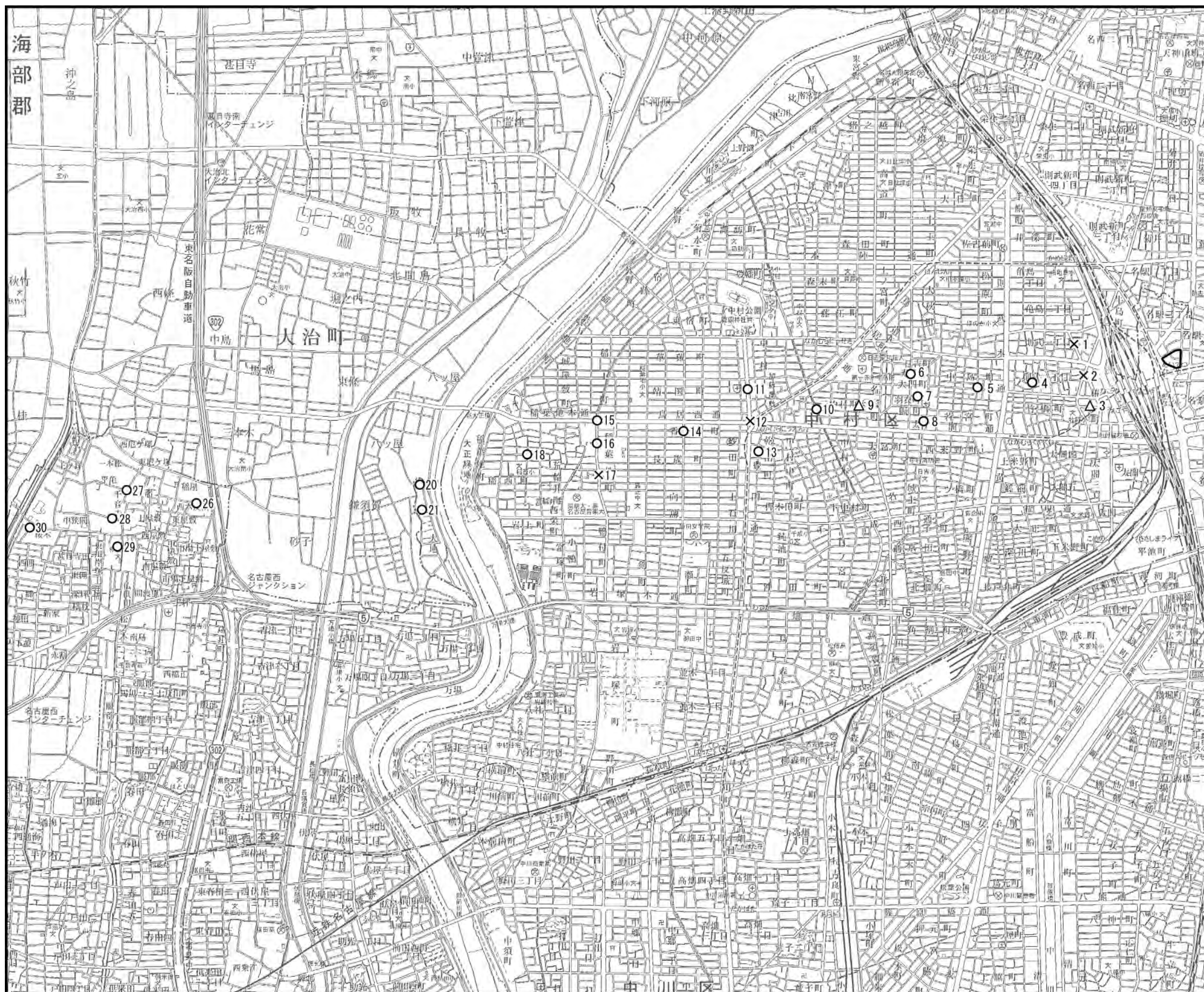
として整理した。

4) 表中の下段（ ）内の数値は、地点数に対する割合(%)を示す。

5) 端数処理により、各品質評価の割合とこれらの合計は一致しない。

② マイクロウェーブの送信経路の状況

事業予定地上空において、マイクロウェーブ通信回線が 1 系統ある。



凡 例

:事業予定地

品質評価	
○	良好に受信
△	ブロックノイズや画面フリーズが認められる
×	受信不能

遮蔽方向
瀬戸UHFデジタル放送

電波到来方向
瀬戸UHFデジタル放送

:事業予定地
 :新建築物

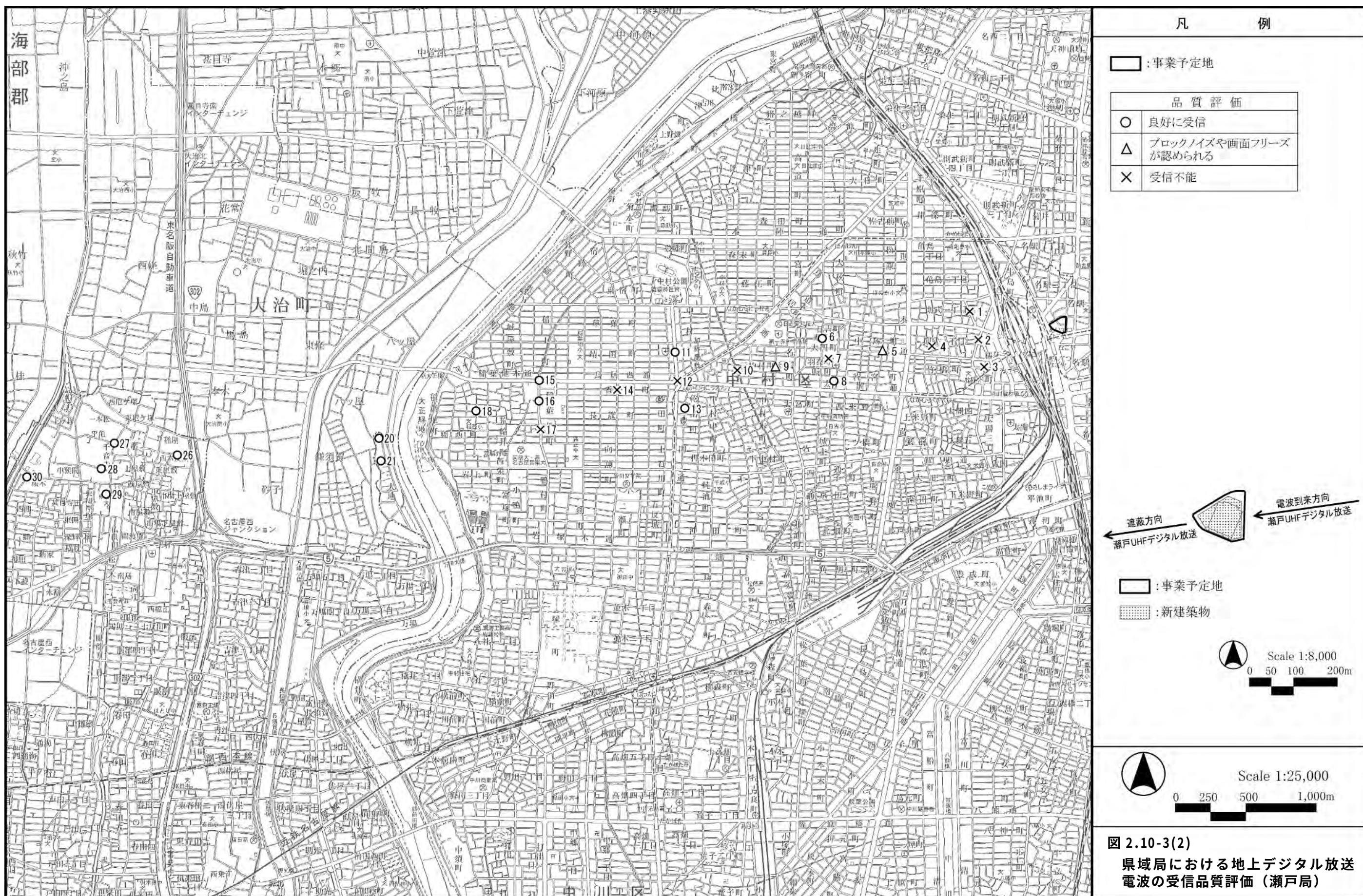
Scale 1:8,000

0 50 100 200m

Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図 2.10-3(1)
 広域局における地上デジタル放送電波の受信品質評価 (瀬戸局)



10-3 予 測

(1) 予測事項

新建築物の存在による瀬戸局からの地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害）及び新建築物の存在によるマイクロウェーブの送信経路への影響とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

- ・電波障害の程度及び範囲
- ・マイクロウェーブの送信経路への影響

なお、名駅局は中継局であり、JR セントラルタワーズに位置している。新建築物は、瀬戸局からの地上デジタル放送電波の受信に対し支障がない計画である。また、名駅局の送信エリアは、事業予定地とは反対側となる JR セントラルタワーズの西側であり、新建築物は、名駅局からの送信に対し支障がない計画である。

以上より、新建築物は調査地点への送受信状況に影響を及ぼさないことから、名駅局を予測の対象外とした。

(2) 予測対象時期

新建築物の存在時

(3) 予測場所

障害が予想される範囲

(4) 予測方法

① 電波障害の程度及び範囲

ア 予測手法

障害範囲の予測計算は、新建築物の高さが送信アンテナの高さの 1/2 を超えることから、日本放送協会による電波障害予測理論式で行い、この計算は財団法人 NHK エンジニアリングサービスに依頼した。予測式の概要は、資料 12-5（資料編 p.220）に示すとおりである。

イ 予測条件

予測対象とした地上デジタル放送電波は、前掲表 2-10-1 に示した瀬戸局からの広域局 6 波及び県域局 1 波の計 7 波であり、障害範囲の表示は、品質評価でいう「△」もしくは「×」となる障害を発生させる範囲とした。

② マイクロウェーブの送信経路への影響

事業計画及び総務省東海総合通信局への聞き取りにより、位置関係を把握し予測を行った。

(5) 予測結果

① 電波障害の程度及び範囲

新建築物に起因して生じる瀬戸局からの地上デジタル放送電波の障害範囲は、表 2.10-4 及び図 2.10-4 に示すとおりである。

ア 遮蔽障害

新建築物から西南西方向へ遮蔽障害が発生し、この障害面積は、広域局で約 0.10km²、県域局で約 1.55km²と予測される。

イ 反射障害

広域局及び県域局ともに、新建築物単体による反射障害は発生しないと予測される。

表 2.10-4 障害発生範囲の予測結果

障害種別	局 別	障 害 方 向	障害面積 (km ²)
遮蔽障害	広域局	西南西	約 0.10
	県域局		約 1.55

注1) 障害面積は、図面より計測した。

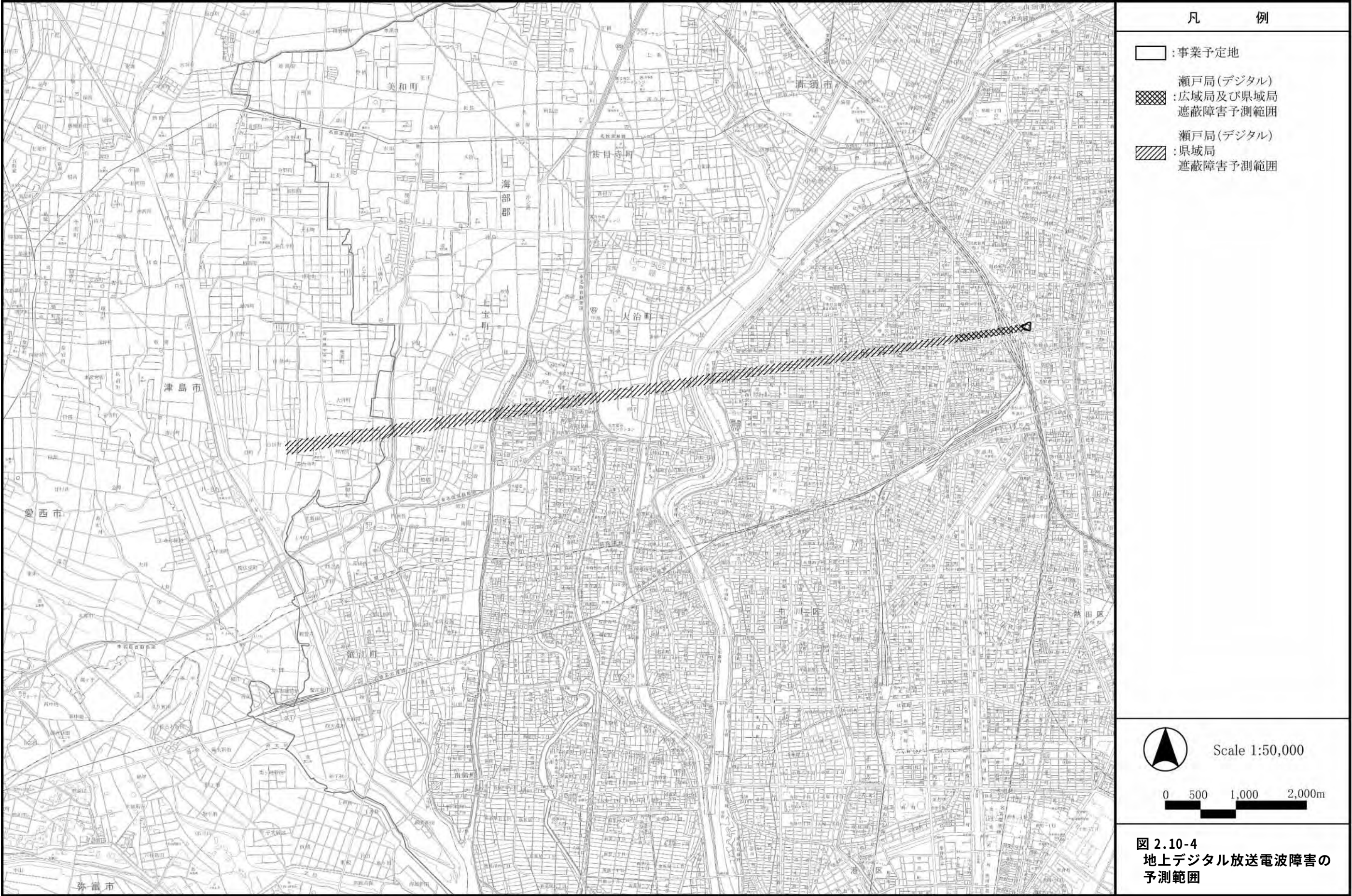
2) 障害面積には、名古屋市以外の値を含む。

3) 障害方向とは、新建築物からの方向をいう。

4) 反射障害は発生しないと予測される。

② マイクロウェーブの送信経路への影響

事業計画及び総務省東海総合通信局への聞き取り調査結果により、送信経路に影響が及ぶことが予測される。



10-4 環境の保全のための措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境保全措置を講ずる。

- ・新建築物の着工時期を地上デジタル放送への完全移行後（2011 年 7 月 24 日以降）となる 2012 年度（平成 24 年度）とし、アナログ放送への電波障害の発生を回避する。
- ・マイクロウェーブの送信経路への影響については、電波伝搬障害防止制度に関する手続きに基づき、適切な対応を行うことで影響を回避する。
- ・テレビ電波の障害が予測される地域において発生したテレビ電波の受信障害については、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、CATV の活用、アンテナ設備の改善等速やかに適切な措置を講じる。
- ・テレビ電波の受信障害予測地域以外においてテレビ電波の受信障害が発生し、調査を行った結果、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、適切な措置を講じる。
- ・周辺の住民等からの問い合わせに対する連絡の窓口を設ける。
- ・対策に際しては、事業予定地の近隣における大規模建築物建設事業者（名駅一丁目北地区及び南地区事業者）と連携を図りつつ、連絡先窓口の設置や周辺住民への周知方法の一本化も含め今後検討する。

10-5 評 価

予測結果によると、新建築物の存在による瀬戸局からの地上デジタル放送の遮蔽障害範囲は、広域局で約 0.10km²、県域局で約 1.55km²（注）である。本事業の実施にあたっては、着工時期を地上デジタル放送の完全移行後にすることにより、アナログ放送による電波障害の影響を回避するほか、テレビ電波の障害が予測される地域において発生したテレビ電波の受信障害については、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、CATV の活用、アンテナ設備の改善等速やかに適切な措置を講ずることにより、新建築物が地上デジタル放送電波の受信に及ぼす影響の回避に努める。

マイクロウェーブの送信経路への影響については、電波伝搬障害防止制度に関する手続きにより、適切な対応を行うことから、影響が回避されるものと判断する。

注）県域局の障害予測範囲のうち、現状において名駅局からの電波を良好に受信している地域は本事業による影響を受けないため、実質的な障害範囲は予測結果より狭いと考えられる。